

入院時の食事療養費等について

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っております。
療養のための食事は、管理栄養士の管理の下に適時（朝食 午前8時、昼食 午後0時、夕食午後6時以降）適温で提供しております。

入院中の食事についてご負担いただく金額は次のとおりです。
（なお、この負担額は高額療養費制度の対象にはなりません。）

■保険適用の場合（一般の方） 1食につき 510円

（保険適用でない場合は、1食につき 690円）

ただし、次に該当する場合はそれぞれ以下の金額に減額されます。

① 町村民税非課税世帯に属する方などで、標準負担額の減額認定を受けている場合	1食 240円
② ①かつ、過去1年間の入院日数が90日を超えている場合	1食 190円
③ 市町村民税非課税世帯に属する方などで、老齢福祉年金を受給している場合	1食 110円
④ 指定難病の患者又は小児慢性特定疾患患者であって一般所得区分に該当する場合	1食 300円

- ・入院時にマイナンバーカードによる本人確認、又は保険証の提示により、「限度額情報の表示」に同意していただくと病院においてオンライン資格確認が可能です。
- ・「限度額情報の表示」に同意されない場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要です。加入されている保険者へ申請が必要です。

市立三次中央病院

医事課：この掲示は施設基準に基づくものです。